

藤里町職員(幼稚園教諭・保育士及び初級) 採用試験について

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
中級幼稚園教諭	1名	藤里町の幼稚園又は保育園に勤務し、幼児教育等に従事します。
初級一般行政	1名	一般的な行政事務に従事します。

2. 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しないものであれば受験できます。

(1) 受験資格

中級 (幼稚園教諭)	1. 昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者。 2. 児童福祉法による「保育士資格証明書」並びに教育職員免許法による「幼稚園教諭普通免許状(二種以上)」の二つを所持している者。(平成22年3月31日までに取得見込の者を含む。)
初級	昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む)
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 本町職員として懲戒免職処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行ないます。

(1) 第1次試験

試験区分	試験種目	方 法
中級 (幼稚園教諭)	教養試験	短期大学卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行ないます。社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能。問題形式 5肢択一式 40題・2時間
	専門試験	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規。 問題形式 5肢択一式 30題・1時間30分
初級	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行ないます。社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能。問題形式 5肢択一式 40題・2時間

(2) 第2次試験

試験区分	試験種目
口述試験 作文 身体検査	個別面接により主として人物について試験を行ないます。主として文章表現力等について試験を行ないます。提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(3) 資格調査

資 格 調 査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。